



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3399 号 2016.12.12 発行

子どもの一時保護 2か月超は家裁の審査導入へ NHK ニュース 2016年12月12日

児童相談所が虐待などを理由に子どもを保護者から引き離す「一時保護」について、厚生労働省は、保護者の同意がないまま2か月を超えて保護する場合は、家庭裁判所が適切かどうかを審査する新しい制度を導入する方針を固めました。

「一時保護」は、児童相談所が虐待や育児放棄などを理由に子どもを保護者から引き離す制度で、保護された子どもは慣れない施設に置かれ、外出を制限されることなどから期間は原則2か月以下と法律で定められています。

ところが、厚生労働省が調査したところ、一時保護の期間が2か月を超えるケースが推計で年間およそ3600件にのぼることがわかったということです。このため厚生労働省は、保護者の同意がないまま、2か月を超えて保護する場合は、家庭裁判所が、適切かどうかを審査する新しい制度を導入する方針を固めました。

審査によって不適切と判断された場合でも、家庭裁判所は虐待などのおそれがあれば児童養護施設や里親に預けるかなどを判断したうえで、児童相談所に対応を求めることも検討するというです。厚生労働省は今後、法務省や最高裁判所と協議しながら、具体的な制度づくりを進め、来年の通常国会に必要な法案を提出する方針です。

民生委員 全国で8700人余不足 10年で2.8倍に

NHK ニュース 2016年12月11日

独り暮らしの高齢者の見守りなど地域の福祉を担う民生委員が今月1日に一斉に改選されたことを受け、NHKが各都道府県などに取材したところ、全国で8700人余りが不足していることが明らかになりました。核家族化や高齢化が進み、年々、役割も大きくなる中で、欠員の数はこの10年で2.8倍に増えていて、どう確保していくかが課題となっています。

民生委員は厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員で、独り暮らしの高齢者や生活保護世帯といった住民の相談に乗り、必要な行政サービスにつなげるなど、ボランティアで地域の福祉を担っています。今月1日に3年ごとの改選を迎えたことを受けて、NHKでは、各都道府県と政令指定都市、それに中核市に取材しました。

その結果、1日の時点で全国で23万7140人の定数に対し、8724人の欠員が出ていることが明らかになりました。これは平成18年度末の2.8倍に上ります。

都道府県別に見ると、東京都が836人と最も多く、次いで大阪府が787人、神奈川県が677人、埼玉県が495人などとなっていて、都市部ほど欠員が多い傾向になっています。

不足の背景としては、核家族化や高齢化が進んで世帯数が増えていることや、年々、民生委員に求められる役割が増していることで、定数そのものが増えている事情もありますが、地域のつながりが希薄になり、活動に関心を持つ人が少なくなっていることを挙げる自治体も多く、年金の支給開始年齢の引き上げなどによって60歳を過ぎても働く人が増

えたため、なり手が不足しているといった指摘も聞かれました。

各自治体では、PR活動に力を入れるとともに民生委員の活動をサポートするボランティアを活用するなど負担の軽減も図りながら、引き続き、確保を進めることにしています。

民生委員とは

民生委員制度は、大正6年に岡山県で生活に困った人を助けるため設けられた濟世顧問制度が始まりとされ、来年で100年を迎えます。

民生委員は、児童委員も兼務し、独り暮らしの高齢者や父子家庭、母子家庭などを訪問して相談に乗ったり、福祉の窓口を紹介したりするほか、地域を歩いて災害時に避難の助けが必要な要援護者の情報を把握するなどの活動も行います。

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員ですが、ボランティアという位置づけです。このため、給与はなく、交通費や通信費などの活動費が支給されますが、自治体によって金額は違います。

国が参考として出している基準では、東京23区や政令指定都市では220世帯から440世帯につき1人、人口10万人未満の市では120世帯から280世帯につき1人の民生委員を配置することになっていて、昨年3月末の時点で全国で23万人余りが活動しています。

不足は都市部で深刻

民生委員の不足は、特に都市部で深刻になっています。

広島市の市全体の欠員の割合は5.1%ですが、中心部の中区では10.5%で、市全体の2倍を超えています。

中区で鉄工所を営む住本幸次郎さん(71)は、仕事のかたわら、21年間民生委員を続けてきましたが、年齢を重ねて仕事と活動の両立が難しくなる中、今回の改選で民生委員を退任しました。しかし、後任は見つかりませんでした。

広島市など政令指定都市では、220世帯から440世帯につき1人の民生委員が配置されていますが、欠員が出た場合は隣のエリアの民生委員がカバーしなければならず、負担がさらにのしかかることになります。

住本さんは「生活のために仕事もしなければいけないし、限界が来た。逃げたような気がして、残った人たちには申し訳ない」と話しています。

都市化で担い手確保困難の地域も

都市化が進んだことで、民生委員の担い手の確保が難しくなったという地域も出てきています。

北陸有数の都市、金沢市では、これまで民生委員の充足率が高く、今回も1097人を確保し、定数をわずかに8人下回るだけにとどまりました。それでも、市によりますと民生委員の確保は年々、難しくなっているといいます。

その背景の一つにあるのが、大規模なマンションの増加です。

金沢市では、新幹線の開業などで街が発展し、新しいマンションが次々に建てられています。金沢駅近くの此花地区で、民生委員のグループの会長を務める法村龍夫さん(72)は、高齢者の世帯などを訪ねて、健康状態を確認したり悩み事の相談に応じたりする活動を続けています。

法村さんの地区では、大規模なマンションごとに民生委員かそれをサポートする「まちぐるみ福祉活動推進員」を配置できないかと考えていました。マンションの住民以外では、入り口がオートロックのため中に入りづらく、直接会うには入り口のインターフォン越しで用件を伝えなければならず、時間も手間もかかるからです。

しかし、住民と接触しづらいうえ、新しい世帯は町内会に加入しないケースが多いため、情報が少なく候補者を選ぶ段階から難航しました。このため、地区に7つある大規模マンションのうち、2つでは担い手が見つかりません。

法村さんは「オートロックのマンションがだんだんと増え、民生委員が初めて回るのも大変になっている。管理人や住民とうまくコミュニケーションが取ればスムーズに行く

と思うので、人間関係を築いていきたい」と話しています。

役割や負担が増加

全国民生委員児童委員連合会によりますと、民生委員に求められる役割は、地域社会の変化に伴って増えてきているということです。

中でも、東日本大震災の発生後に災害対策基本法が改正され、自力では避難が難しいお年寄りなど災害時要援護者の名簿を作成することが自治体に義務づけられたことで、要援護者を把握する作業を民生委員が依頼されるケースが多いということです。

また、昨年度の通報件数が10万件を超え、過去最多となった児童虐待の問題についても、地域に支援が必要な家庭がある場合、民生委員が見守ってほしいと児童相談所から求められることが多くなっているということです。

さらに、高齢者を狙った振り込め詐欺が後を絶たない中、自治体から高齢者の世帯に注意を呼びかけるちらしを配ってほしいという依頼も増えているということです。

高齢化、核家族化に伴い見守りが必要な世帯がますます増える一方で、福祉行政の人員は限られており、ボランティアである民生委員への負担が大きくなっているのが現状です。

被災地 なり手不足と負担増

東日本大震災の被災地では、民生委員も被災し、なり手の不足が深刻化する一方、求められる役割は増え続け、負担が重くなっています。

震災の津波で大きな被害を受けた宮城県気仙沼市では、定員183人のうち34人が欠員となっています。

気仙沼市の民生委員、齋藤正男さん（77）は、仮設住宅で暮らしながら、震災前に住んでいた地域の高齢者などおよそ200世帯の見守りをほかの2人の民生委員とともに担当しています。齋藤さん自身も震災の津波で自宅を流され、1年後、岩手県に自宅を再建しましたが、後任が見つからないため、引っ越しできないまま今も仮設住宅での暮らしを続けています。

震災後、担当する200世帯の人たちは仮設住宅や民間の借り上げ住宅、最近では災害公営住宅など、市内各地でバラバラに暮らしています。以前は近所に暮らす人ばかりのため歩いて回っていましたが、今はマイカーを使って訪問しなければなりません。

相談内容も、震災後は住まいの再建や生活困窮者に対する支援制度など、これまであまりなかった相談が急増しています。相談の際に仕組みを説明しなければならないため、齋藤さんは県や市が行う説明会に多い月には6回参加しています。

齋藤さんは「私も高齢になり、自宅で暮らしたいのですが、誰にも相談できない方々が最後に連絡するのが民生委員だと思うので、残された人が心配で辞めることができません」と話していました。

活動も多様化

「子どもの貧困」が社会問題になるなど、社会情勢の変化に伴って民生委員の活動も多様化しています。

広島市安佐北区の落合地区では、3年前から、民生委員が地元の大学生に協力を呼びかけ、地域の福祉センターで毎週土曜日に無料の学習塾を開いています。

また、家庭で満足な食事がとれない子どもたちには朝食の提供も行ってきました。

こうした活動を通して、虐待を受けている子どもの保護につなげたケースもあったということです。

民生委員は「高齢者への支援が主体だったが、幅広く子どもたちへの支援も求められている。しっかりと見守っていかないといけない」と話しています。

負担減へ「協力員制度」

こうした中、民生委員の負担を減らそうという取り組みが各地で始まっています。

このうち広島市では、1年前から民生委員の活動を手伝う「協力員制度」を始めました。

安佐北区の香川邦子さんは「補佐的なことだったら自分にもできるのではないか」と思い、去年12月、協力員になりました。この1年、お年寄りの見守りや配布物を配る活動

を手伝うなど、75歳となった民生委員の活動をサポートしてきました。

やりがいを感じるようになった香川さんは、今回の改選で正式に民生委員になりました。香川さんは「協力員の経験で実務もある程度わかったので、民生委員になる決断ができた」と振り返ります。

広島市では、今回、香川さんのように協力員から民生委員になった人は合わせて13人に上り、協力員の活動が後任の育成にもつながっています。

大学生を担い手に

大阪府全体では780人余りの民生委員が足りない状態です。

こうした中、大学生に民生委員の活動を体験してもらい、担い手の確保につなげようという全国で初めての取り組みを始めています。

大阪府が若者に目を付けた理由は、ことし2月に行ったアンケートで、民生委員への意欲があると答えたのは、年代別に見ると20代以下が28%と最も高かったことです。東日本大震災などをきっかけにボランティアへの意欲が芽生えているのではないかと考えたといいます。

ことし8月に開いた民生委員の体験会には、関西の3つの大学の学生20人余りが参加しました。参加者の1人、関西学院大学4年の宮崎智也さんは、大学の福祉を学ぶゼミで地域を訪ね、お年寄りや子どもとふれあった経験から、民生委員に興味を持ったといいます。

民生委員と一緒に高齢者の自宅を訪問し、引きこもりがちになっているという78歳の女性から、食事などふだんの生活の様子や体調などを細かく聞き取り、どんな支援が必要か把握することが重要だと学びました。さらに、健康に不安を抱えているお年寄りについては、体調に異変があったときに備えて、緊急の連絡先を目立つ場所に置いておくよう民生委員がアドバイスしていることを知りました。

宮崎さんは「信頼関係を作ることが大切で、民生委員はそういう存在にならなければいけないと感じました。やりがいを感じたので、地域への貢献が少しでもできるよう関わっていきたい」と話していました。

大阪府の担当者は「民生委員の体験を通じて1人でも多くの学生が民生委員になってもらえれば非常にありがたい」と話しています。

大阪府は、民生委員の活動を体験した大学生たちの報告会を先月開き、その中で、大学生から出された提言を府のホームページで公開しています。

また、来年度は参加者の数を増やし、担い手の掘り起こしにつなげたいとしています。

キュレーションサイト事件の背景

田中辰雄 / 計量経済学

シノドスジャーナル 2016年12月12日

構造を考える

DeNAの健康・医療キュレーションサイトWelqのスキandalは、DeNAの持つ他の8つのキュレーションサイトすべてを閉鎖する結果になった。さらにヤフーやリクルートなど他のキュレーションサイトも記事の見直しに動いている。これだけ多くの企業がかかわっていたとなると、特定の企業あるいは担当者の固有の問題ではなく、構造的な問題があると考えた方が良さだろう。言い換えれば特定の個人・企業の「資質」が引き起こした事件ではなく、普通に行動していれば誰もが引き起こす「構造」のある事件だということである。本稿ではこの構造的な問題を考えてみよう。

指摘されている問題点は二つある。ひとつは質の悪い記事が量産され、それらが検索の上位を占めてしまっているという事である。もうひとつは他社の著作物の無許諾利用いわゆるパクリが行われているという事である。以下、順に検討する。

競争の単位が記事かメディアか

まず、信憑性の低い、質の悪い記事が量産されたのは検索エンジン対策のためと考えら

れる。検索エンジンで上位に来るためには、その時々旬のキーワードに合わせて記事を素早く量産し、頻繁に更新する必要がある。そのためには少数の専門家にじっくり記事を書いてもらうのは費用的にも時間的にも引き合わず、多数のアマチュアライターを動員したほうが効率的である。かくしてその時々キーワードを示し、ある程度マニュアル化して多数のアマチュアライターに素早く書かせるという策がとられることになる。その結果、記事の質が下がっていく（注1）。

（注1）検索エンジン最適化、ならびに記事の質がさがったことについては次を参照。井指啓吾 「DeNAの「WELQ」はどうやって問題記事を大量生産したか 現役社員、ライターが組織的関与を証言」BuzzFeed 2016/11/28

<https://www.buzzfeed.com/keigoisashi/welq-03>

「元 welq ライターからの告発」<http://cwhihyou.exblog.jp/24972121/>

このやり方について、記事の質についてメディアとしての責任感がないと批判する人が多い。確かに旧来の新聞・テレビ・雑誌などのメディアには、書かれた記事の質を担保する機能があった。その機能を放棄し、質については我関知せずの立場をとり、信頼性についてはすべてライターに丸投げする姿勢は、従来のメディアの立場から見ると無責任きわまりないように見える。

このような事態が生じた理由として、ウェブメディアのメディアとしてのモラルのなさ、利益優先の姿勢をあげる人がいる。それもあろうが、ここにはそれにはとどまらない構造的な理由がある。それはネット上では競争の単位が記事でありメディアではないことである。

従来型のメディアの場合、〇〇新聞、週刊××のような形で記事はパッケージ化されて売られているので、消費者は読む記事を選ぶ前にどのメディアを選ぶかの選択を行う。その場合、質の良い信用できる記事を載せているメディアを選ぼうとするので、企業が市場競争に勝って読者を得ようとすれば記事の質にこだわらざるを得ない。既存メディアの場合、市場競争のなかで読者を得ようとすれば自然と信用のおける質のよい記事を書くことになる。

これに対して、ネットでは検索で表示されるのは個々の記事でありメディアではない。ほとんどの読者は検索結果の1ページ目のタイトルを見て、気になった記事をクリックしていくのであり、どのサイトに載っているか、つまりメディアがどれかをあまり気にしない。ならば競争のなかで読者を得ようとすれば、質に目をつぶっても検索1ページ目に入る記事をつくるのが最優先課題となる。既存メディアもウェブメディアも同じように読者を獲得する市場競争に「真摯に」まい進する。しかし、競争の単位が異なるため、結果として方向が異なってくる。

言い換えてみよう。新聞等の既存メディアの場合、仮に企業がモラルを喪失し、徹底的に利益追求したとしても、記事の信用性・質に配慮せざるを得ないメカニズムが競争自体に組み込まれている。記事を選ぶ前にメディアを選ぶ段階が入るためである。これに対し、ウェブメディアの場合にはそのメカニズムがなかった。ウェブメディアで記事の質に配慮させる力が仮にあるとすれば、個々の企業と個人のモラルだけである。そして圧倒的な利潤の前に常にモラルは弱いものである。

このように質を犠牲にしても検索エンジンの最適化が図られたのは、ネット上では評価の単位がメディア単位ではなく記事単位だったという違いがあるからと考えられる。

改善策：読者の見ると検索エンジンの複数化

この状態を改善するにはどうすればよいか。素直に考えると競争の単位として記事だけでなくメディアも加えることが望ましい。まず、多くの人が述べるようにネット上のウェブメディアも記事の質の管理に乗り出すことである。実際そのような方向が報道されている。ただしこれに加えて、読者の側も記事単位ではなくメディア単位で見るようになる必要がある。検索結果にはURLのサイト表示があるので、読者がそのサイト名を見てクリック先を選ぶようになればよい。目端のきく人はすでにやっていることでもある。

ウェブメディアの質重視への方針変更を読者が感知し、クリック先の選択基準にどのメ

ディアの記事かを加えれば好循環が生まれ、事態は望ましい方向に動いていく。しかし、読者が変化を感知せず、従来どおり記事のタイトルだけ見てクリックするなら事態は変わらず、市場競争の結果としてやがて元に戻ってしまうだろう。事態が改善されるかどうかはウェブメディア側の努力と読者側の反応が好循環を作り出せるかどうかにかかっており、それがこれから問われることになる（注2）。

（注2）読者の側の問題を指摘する記事としては、杉本りうこ「検索結果を疑わない人は、DeNA を笑えないー悪質サイト問題は「氷山の一角」だ」 東洋経済 2016年12月05日、<http://toyokeizai.net/articles-/148032>

より根本的な改善策は、検索エンジンが複数存在することである。現状では検索エンジンが実質的にひとつしかなく、その1ページ目になるかどうかで天と地の差が出ることが、今回の騒動の背景にある。検索エンジンが5つあって同じシェアをとり、それぞれ個性的な検索結果を出しているとしよう。5つのなかのどれかに載ればよいのであるから、検索エンジン対策もそのぶん緩和される。5つのサイトですべて1ページに載るのは難しく、そもそもある特定の検索エンジンの対策に全力をあげて1ページ目に来たとしても、5つのうちのひとつに過ぎないのでその効果は1/5にとどまる。5つあれば、なかにはそもそも記事ではなく、メディア単位で検索結果を表示するエンジンも出てくるだろう。

Google に対抗しうる検索エンジンなど出るわけがないという意見の人もいるかもしれないが、この点は検討の余地がある。一般にユーザ数が増えるほどユーザの便益が増える現象（ネットワーク外部性）があると独占が成立かつ維持されやすい。Windows や Android などの OS、Word と Excel、YouTube や Facebook などが典型で、いずれも新規参入は困難である。しかし検索エンジンの場合、ユーザ数が増えると広告主の便益は増えても、ユーザの便益は増えないのでネットワーク外部性はない。Google の検索エンジンが独占に近くなっているのはネットワーク外部性によるのではなく、規模の経済や技術蓄積など別の理由であり、その理由によっては新規参入が可能かもしれない。私見を述べさせてもらえば、まだ望みはある。

著作権法とネットの実態の乖離

次に著作物の無許諾利用について考えてみよう。著作権違反が横行した一因は、第一の問題と同根である。とにかく安く大量のコンテンツを用意しようとするれば他者のコンテンツを使うことが手っ取り早いからである。しかし、ここにはそこにとどまらないネット上の著作権のあり方の問題が隠れている。ここではその点を掘り下げてみよう。

まず、文章と写真を分けて考える必要がある。文章の場合、記事のライターは自分で文章を書けるし、実際書いているのであるから、人の文章の無許諾利用すなわちコピーペを行う必要はない。しかもこの場合のコピーペは出典が明示されず当人の文章と区別されていないので単なる無許諾利用を超えて「剽窃」であり、論外である。一部にはリライトソフトを使うなどしてまったく自分で書いていない人もいるという指摘もあり、そうだとすればそもそも創作活動には値しない。この違反は排除すべきであるし、キュレーションサイト側は排除すべきだった。それをやらなかったのは単なる手抜きというほかはない。この点は対策がなされるだろうし、なされれば解決するだろう。

問題なのは写真のほうである。ライターは書くのが仕事で写真は本分ではないので、通常は他者の撮った写真を利用することになる。これは引用ではなく利用なので著作権法上は許諾が必要である。しかし、キュレーションサイトでは出典は示されていても許諾はとっていない例が多かったようである。出典表記があるので剽窃ではないが、無許諾利用なので著作権法違反となる。

ただ、このような状態が生じたのにもそれなりに理由がある。それはネットが普及して以来、そもそも無許諾利用が創作活動を支えてきたという事実である。ネットの普及はプロではない多くのアマチュアの創作活動を可能にした。創作のためには他者の作品を様々な形で利用する必要がある。プロの場合はそもそも取引金額が大きいので契約をして許諾をとればよく、実際に許諾がとられている。しかし、アマチュアの場合は、金額がゼロ

か微小なため、許諾をとるためのコスト、すなわち取引費用の方が大きくて許諾を取るの
は現実的ではない。もしすべて許諾を求めれば、創作活動自体が停止してしまう。では、
どうすればよいか。

ここで時を同じくしてネットの普及とともに、許諾を取らなくても（法的には違法であ
るが）事実上は利用できる著作物が大量に現われるようになった。著作物は次の3つに分
けられる。

- I 権利者が許諾権を行使し、報酬を要求する著作物
- II 権利者が権利は保持するが、利用は妨げない著作物
- III 権利者が権利行使に関心がない著作物

Iは通常のプロがとる立場である。IIで自由に利用させる理由は、宣伝になる、あるい
は名声が得られる、単に利用されることが嬉しいなど様々である。利用してもよいから一
言連絡してほしいという人や、とりあえず保留にしておくというような人もこのなかに含
まれる。アマチュアのなかにはそのような人がおり、さらにプロの一部にもいないわけ
ではない。IIIは、そもそも権利者が権利行使しようとしておらず、自分の作品の管理もしな
い場合で、この場合、作品の大半は作者不詳のいわゆる孤児作品 (orphan works) となる。

ここでIIとIIIの類型はネットが登場したからこそ利用可能になった著作物であることに
注意しておく。ネット上のアマチュアの創作活動は、このIIとIIIの類型の作品を無許諾で
利用して行われることが多い。MADや同人活動、パロディ作品などはその典型である。
キュレーションサイトでの写真の利用も、このようなネットのグレーな現状に追随して行
われたと思われる。

ここで問題なのは、I、II、IIIの区別が容易につかないことである。区別がつかないの
でIの領域の著作物を無許諾利用してトラブルとなる例が生じるのは避けがたい（注3）。
3類型を分けて著作権法を柔軟に運用できればよいのであるが、現行の著作権制度はそう
なっていない。著作権法をそのままあてはめるとI、II、IIIは区別せずすべて許諾が必要
であり、無許諾利用は違反となる。しかし、すべて違反として一掃するとネット上の創作
活動の息の根がとまってしまいかねない。まことに困った状況と言わなければならない。

（注3）特に写真の場合はトラブルが多い。先に述べたMAD・同人活動では暗黙の許諾で利用してよい領
域がわかっており、比較的平和共存ができた。しかし、写真ではそのような暗黙の許諾領域が不明であり、
著作権者の意図に反する無断利用行為がずっと多いという事情がある。

このような硬直した状況は著作権制度の不備、すなわち制度上のいわば傷であり、これ
をなんとかするべく法学者から改善提案もされている（注4）。しかし、実現にはまだまだ
時間がかかる。著作権法とネットの実態には乖離があるのが現状で、キュレーションサイ
トは組織的に大規模に活動したがために、もともとあった乖離が傷としてあらわになっ
てしまったと考えられる

（注4）たとえば、中山・金子編『しなやかな著作権制度にむけて』信山社（近刊）の中には、このよ
うな方向にむけての提案がいくつも示されている。この本の中にある、権利制限の一般規定、拡大許諾制度、
孤児作品の裁定制度、著作権取引所、方式主義の復活提案などはいずれもII、IIIに位置する著作物の利用
促進を狙った制度提案である。

改善案：縮小均衡と拡大均衡

改善案はどこにあるだろうか。二つの方法が考えられる。ひとつはキュレーションサイ
トがライターにすべての写真に許諾をとるよう要求する案である。これで著作権法はクリ
アされ、権利侵害はなくなる。ただし、その結果キュレーションの活動は停滞するかもし
れない。許諾を取るのは取引費用がかかるので、写真の許諾を取れと言われたライター
の中には書くのをやめる人が出るだろう。写真の無い面白みのない記事や、写真がのつても
素材サイトなどの同じ写真ばかりということも考えられる。肉ジャガの記事ではどのキュ
レーションサイトの記事でも同じ肉ジャガの写真が載っているというような貧しい事態で
あり、文化活動としてはいわば縮小均衡になる。ただし、著作権は厳格に守られる。

もう一つの方法は、キュレーションサイトが写真利用についてのネガティブリストある
いはポジティブリストを作る方法である。たとえばある写真家から無断使用の抗議があ

ばすみやかに使用を取り下げ、使用料を払い、その作家のサイトからは今後無許諾利用はしないように全ライターに伝える。一方、宣伝にもなるので URL を明示してもらえれば無償で利用してよいという写真家がいれば、リストしておいてライターに知らせる。前者がネガティブリスト、後者がポジティブリストになる。キュレーションサイト同士でこのリストをデータベース化して共有化しておけば、業界全体で権利侵害を防ぐことができる。権利者からすれば、一回どこかのサイトに意思表示すれば、すべてのキュレーションサイトで使うのをやめてくれる。これはいわば、上記のⅠ、Ⅱ、Ⅲ類型を見分けるデータベースを業界全体でつくることである。権利侵害を防ぎながら、作品を無償で利用してもらってもかまわない人の作品の利用を進めることができるので、いわば拡大均衡である。ただし、権利侵害を完全に防ぐことはできないので片足をグレーゾーンに突っ込むことになる。

どちらの方法をとるとかは企業次第である。安全策を取りたい企業は前者の著作権順守の策をとるのかもしれない。ただ、私見を述べれば、後者のⅠ、Ⅱ、Ⅲを見分けるリストづくりのほうが、長期的には文化の発展に寄与するだろう。その理由は長くなるので、中山・金子編の前掲書をご覧いただきたいが、あえて一言で要約すれば情報化社会のあるべき姿がこちらの方向にあると考えるからである、これからの情報化社会では、一握りのプロだけが創作をして他はそれを享受するのではなく、ほとんどの人が何らかの創作活動を行う世界になるだろう。ならばアマチュアの創作活動を最大限伸ばす方向に制度設計したほうが良い。

終りに：よりよきキュレーションのために

キュレーションサイトの抱える問題の背景には構造的な問題がある。検索エンジンが一つしかなく、その検索順位競争は記事単位でメディア単位ではないこと、そしてアマチュアクリエイター達はネット上の作品の一部を無許諾で使うのが常態だったことである。いずれも問題をはらんでいたが、個人サイトにとどまっているかぎり問題は小さかった。

キュレーションサイトの設計者たちは、これらネットで普通に行われていることを徹底して行っただけという意識だったのかもしれない。確かに、検索エンジン対策も著作権上のグレーな行為も普通に行われていることで、キュレーションサイトの設計者たちはそれをあまりにも「素直」に徹底させただけと見ることもできる。しかしながら、そもそもの検索エンジンならび著作権のあり方には問題があり傷口があった。キュレーションサイトはその活動が組織的かつ大規模だったため、この傷口も大きく広がり、一挙に顕在化するにいったと考えられる。今回の批判コメントの中に、個人がやるならいざ知らず、上場企業がやるのは許せない、というような発言が見られるのはこの点を指していると考えられる。

根本的な解決策は、すでに述べたように検索エンジンの複数化と著作権制度の柔軟化である。ただ、これらはすぐには望めない。しかし、キュレーションサイト側にも本文中ではいくつか示したように一定の対策はありうるだろう。ここに述べた以外にも対策はありうるかもしれない。立て直して出直していただきたいものである。

キュレーションサイトには需要がある。今回の事件を機にキュレーションサイト自体を否定的にとらえる意見も見られるが、キュレーションサイトあるいはそれに似た、まとめ・要約型のサイトは世の中に必要である。ネット上の記事はあまりに多く、多様かつ玉石混交であり、それをわかりやすくまとめてほしいという需要は常に存在する。なにより今回問題となったキュレーションサイトが短期間に数百万単位の多くの利用者あるいは会員を集めていたという事実が人々の間に需要があることを物語っている。アマチュアの力を使うというのも、記事の質の管理を行い妥当な報酬を払えば、方向としては間違っていないだろう。今回露見した問題点を克服した新たなキュレーションサイトが再登場することを期待したい。

